

建築物の維持管理業務に係る 環境配慮契約について

建築物に関する環境配慮契約の検討(維持管理業務)

- 建築物の新築又は大規模改修に係る設計業務は、原則として環境配慮型プロポーザル方式により設計者を選定
- 建築物の維持管理の運用段階においても、省エネ・低炭素化への取組、CO₂削減対策の推進が極めて重要
 - 平成27(2015)年度における温室効果ガス総排出量に占める業務その他部門の割合は21.6%
 - 日本の約束草案における我が国の2030年度の業務その他部門での温室効果ガス排出削減目標は2013年度比40%削減
 - 政府実行計画においても温室効果ガス排出量の2030年度40%削減目標(2013年度比)が掲げられるとともに、建築物の省エネルギー対策の徹底等が求められているところ
- 検討会において「既存の建築ストックに対するCO₂削減措置に関わる契約等を対象に運用が改善する対策について検討すべき」との指摘

建築物に関する環境配慮契約の検討(維持管理業務)

平成29年度の維持管理業務に係る検討スケジュール案

月	基本方針検討会	建築専門委員会	作業・検討内容
8	第1回(8月17日) 維持管理を中心とした建築物に係る検討を始める旨を報告		• 建築物の維持管理業務に係る情報収集・検討
9			
10			
11	第2回(上旬) 専門委員会の開催の可否及び具体的な検討内容を報告		
12	第3回(下旬)		

建築物に関する環境配慮契約の検討(維持管理業務)

平成29年度の維持管理業務に係る具体的な検討内容案

- 建築物の維持管理業務に係る具体的な情報収集
 - 維持管理業務に係る情報収集・分析
 - 維持管理業務関係者へのヒアリング等(国等の機関、業界団体、事業者等)

- 環境配慮契約への導入可能性の検討
情報収集において得られたデータに基づき、導入可能性を検討。
 - 収集データの集約・分析等
 - 建築物の規模、施設等の用途による導入可能性の検討
 - 対象となる業務範囲に関する検討
 - その他具体的な契約類型に関する検討 等